

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

鳥取県立米子西高等学校長 酒井 信彦

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

生徒机用天板拡張器具

(2) 調達物品の仕様

数量、規格、納入期限、納入場所は仕様書のとおり。

(3) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、入札金額の内訳として消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書の 2 に示す物品の内訳品目の 1 台当たりの単価（税抜）にそれぞれの数量を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 大分類：文具・事務用機器類 小分類：事務用調度品

イ 大分類：図書・教材類 小分類：教材用具

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子西高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-8512 鳥取県米子市大谷町200番地
鳥取県立米子西高等学校
電話 0859-22-7421
メールアドレス yonagow-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月20日(木)から同年3月4日(火)までの間にインターネットの鳥取県立米子西高等学校ホームページ(<https://www.torikyo.ed.jp/yonagow-h>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月20日(木)から同年3月4日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時50分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定通信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月10日(月)午前10時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(金)午後4時50分とする。)

イ 場所

〒683-8512 鳥取県米子市大谷町200番地
鳥取県立米子西高等学校

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、商号又は名称及び代表者名を記載し、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、表面に業務名、商号又は名称及び代表者名を記載し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和7年3月4日(火)正午までに郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

ただし、会計規則第 111 条に該当する場合は、契約書の作成に代えて請書を徴することがある。

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、開札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。